条例の点検･見直しシート

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>作成年月日</td><td>平成24年6月18日</td></tr>
<tr><td>条例の題名</td><td>三重県中山間ふるさと･水と土保全基金条例</td><td>公布日</td><td>平成5年10月5日</td></tr>
<tr><td>条例番号</td><td>平成5年三重県条例第22号</td><td>直近改正日</td><td>平成17年10月21日</td></tr>
<tr><td>所管部局課</td><td>農林水産部農業基盤整備課</td><td>電話番号</td><td>059-224-2551</td></tr>
<tr><td>条例の概要</td><td>中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地の機能を良好に発揮させるために設置された基金について必要な事項を定めるものである。</td><td>条例の類型</td><td>財産管理型</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>視点</th><th></th><th>回答</th><th>検討内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">①必要性</td><td>条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。</td><td>はい</td><td>現在においても、基金を活用し、中山間地域活動に対する支援を行っている。</td></tr>
<tr><td>条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。</td><td>はい</td><td>公的資金の保管･運用･処分についての条例が必要である。</td></tr>
<tr><td>条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。</td><td>はい</td><td>平成10年度以降、基金の積立は行われてはいない。</td></tr>
<tr><td>規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td>条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">②適法性</td><td>根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td>憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">③有効性</td><td>条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">④効率性</td><td>条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤公平性</td><td>条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。</td><td>はい</td><td></td></tr>
<tr><td>条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。</td><td>いいえ</td><td>中山間地域等の活性化への支援事業であり、限定的である。</td></tr>
<tr><td>条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。</td><td>いいえ</td><td>中山間地域等の活性化への支援事業であり、限定的である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥その他</td><td>条例の内容において、県民（団体）、ＮＰＯ等県以外の主体との連携に配慮している。</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td>市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。</td><td>はい</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">点検・見直し結果</td><td rowspan="2">改正･廃止の必要はない。</td><td>理由</td><td>特記事項</td><td>見直しに関する規定の有無</td><td>有効期限に関する規定の有無</td></tr>
<tr><td>現在、基金の積立は行われていないものの基金を活用した事業は継続しており、今後の社会情勢により積立が再開される可能性があることから改正の必要は無いと考えられる。</td><td></td><td>無</td><td>無</td></tr>
</table>